

2	法定 ○	自主
---	---------	----

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 5月 27日

神奈川県知事 殿

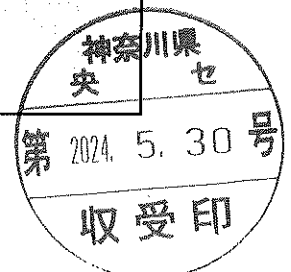
提出者

住 所 神奈川県横浜市都筑区池辺町4615

氏 名 株式会社ライクス 神奈川導管事業所
所長 谷内豊治
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 045-932-0051

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ライクス 神奈川導管事業所			自主管理事業登録番号 (2247)
事業場の所在地	神奈川県横浜市都筑区池辺町4615			TEL(連絡先): 045-932-0051
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年間)			
当該事業場に関する事項				
① 事業の種類	Dー建設業 (具体的には) ガス工事			
② 事業の規模 ※ 前年度実績を記入、医療機関は前年度末時点の病床数を記入。	製造業	製造品出荷額	百万円	
	建設業	エリア内元請完成工事高	2,093 百万円	
	医療機関	病床数	床	
	その他の業種	売上高	百万円	
	(上記項目に該当しない場合にはこちらに記載をしてください。)			
③ 従業員数	26			
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程 ※ 産業廃棄物の種類ごとに記入	別紙参照			



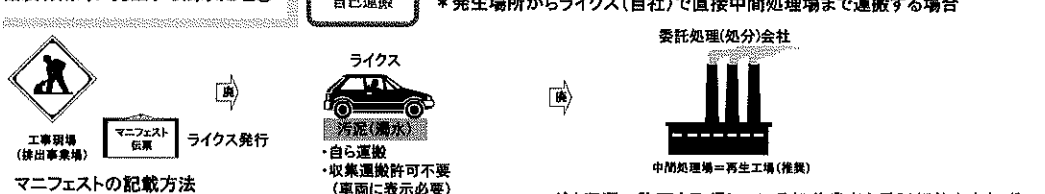
本支管ガス工事・舗装工事(製品No. I)・供給管ガス工事(製品No. II) 緊急保安工事

舗装切断時に発生する濁水処理①



注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

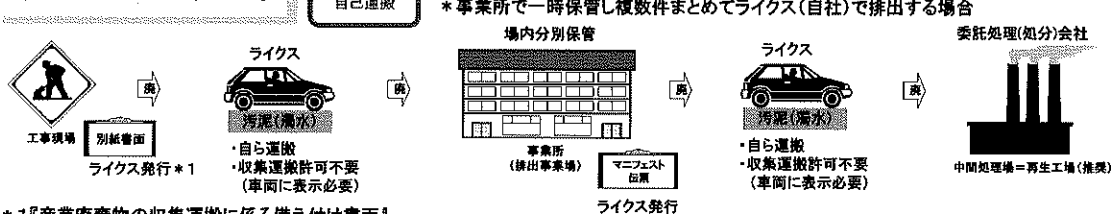
舗装切断時に発生する濁水処理②



マニフェストの記載方法

- ①排出場所は、施工現場
- ②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
- ③運搬担当者(1)欄に『社名』と『運搬者の氏名』を記入する。

舗装切断時に発生する濁水処理③



*1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』
(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。

【書面の記載事項】

- ①氏名又は名称及び住所
- ②産業廃棄物の種類及び数量
- ③積載日
- ④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

マニフェストの記載方法

- ①排出場所は、現場ではなくライクス事業所
- ②運搬受託者(1)欄に『自社運搬』と記入する。
- ③運搬担当者(1)欄に社名と運搬者の氏名

舗装切断時に発生する濁水処理④



*1『産業廃棄物の収集運搬に係る備え付け書面』
(法第十二条第1項)を発行し携帯すること。

【書面の記載事項】

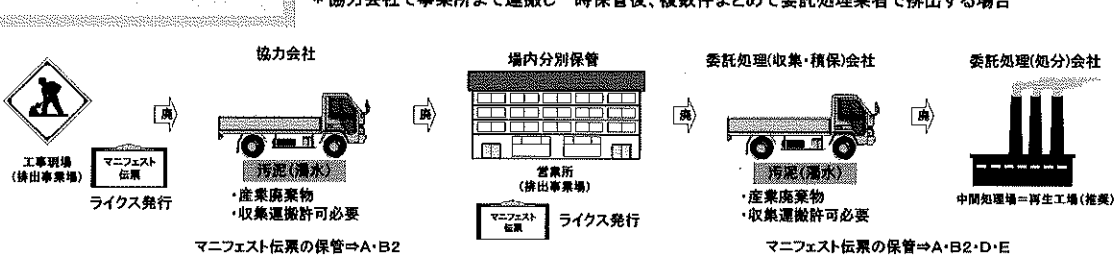
- ①氏名又は名称及び住所
- ②産業廃棄物の種類及び数量
- ③積載日
- ④運搬元及び運搬先の名称・住所及び連絡先等

マニフェストの記載方法

- ①排出場所は、現場ではなくライクス事業所

注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

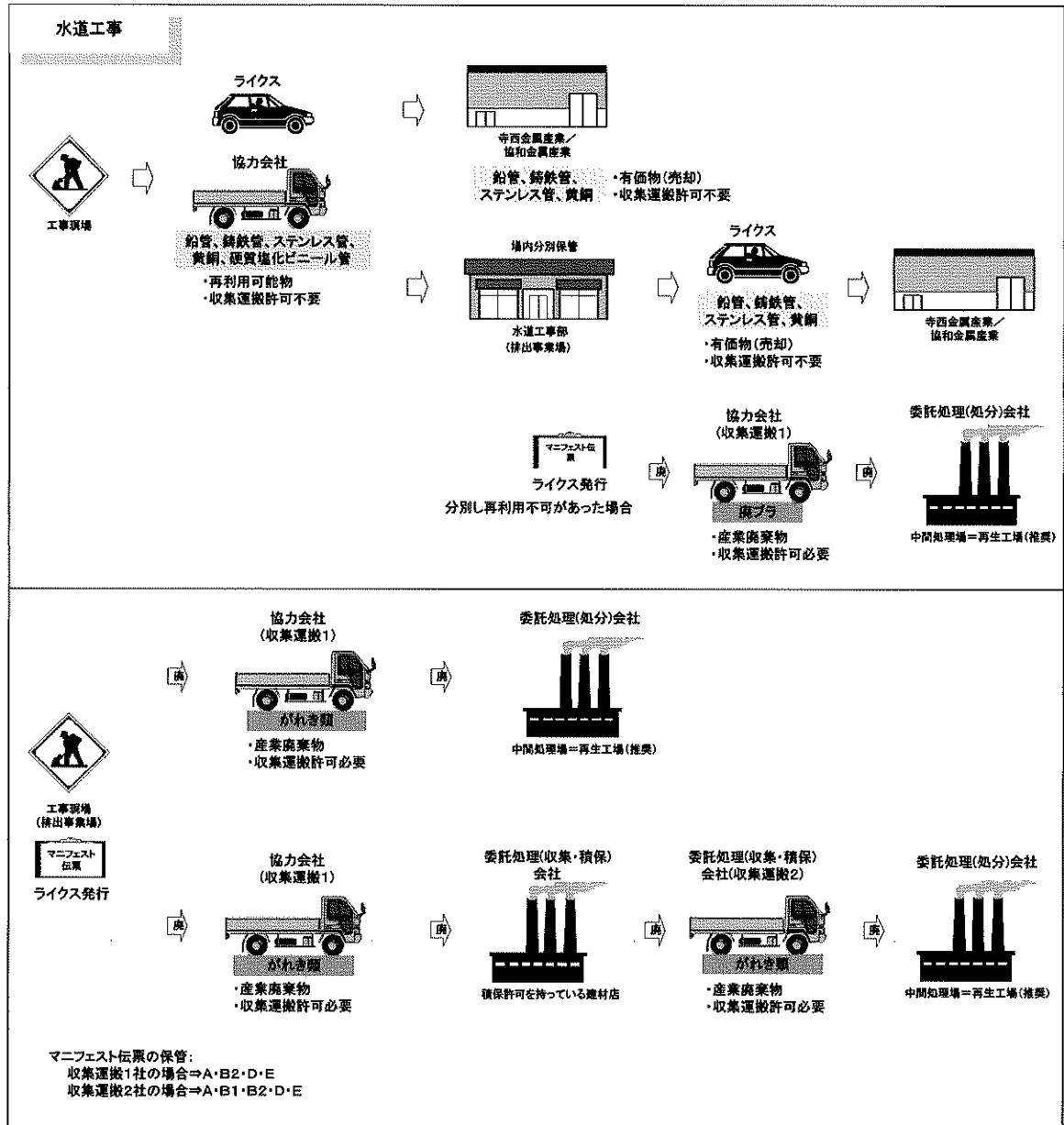
舗装切断時に発生する濁水処理⑤



注)汚泥の許可を取得している収集運搬業者・処分業者と委託契約を忘れずに。

2016.7.1記載:乾式カッター使用時発生する切粉も「汚泥」として上記ルールを適用する。

水道工事(製品No.Ⅲ)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの前年度排出量は、別紙のとおり。
	① 排出量	1,020.8 t	
	(これまでに実施した取組)		
	少副掘削工法による廃棄物の排出 非開削工法による廃棄物の排出削減		
② 計画	【(令和 6 年度)目標】		
	産業廃棄物の種類数	3 種類	* 種類ごとの本年度排出目標量は、別紙のとおり。
	① 排出量	918.4 t	
	(今後実施する予定の取組)		
	少副掘削工法による廃棄物の排出 非開削工法による廃棄物の排出削減 上記取り組みにより、10%の削減を目標とする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	再生処理を念頭においた分別を徹底する。 分別しやすい工程にする。 分別効果を含めた研修等により、従業員の意識改革を図る。	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	(目標) 上記分別処理の維持 (具体的取組) マニフェスト伝票による管理	

環境管理体制組織図

制定日:2005年12月 9日
改定日:2024年 1月 1日

環境統括管理責任者
安全品質環境本部長
環境副統括管理責任者
事業サポート本部長

環境統括管理責任者

業務統括 監査・ISO推進室	業務副統括 総務部	業務統括補佐 監査・ISO推進室	業務統括補佐 業務推進G	業務統括補佐
		環境管理責任者	環境推進者	
導管事業本部		業務推進G GM	環境推進者 担当者	
		首都圏開発営業G 所長	環境推進者 担当者	
		神奈川開発営業G 所長	環境推進者 担当者	
		導管広域営業所 所長		
		南部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		西部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		東部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		北部導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		神奈川導管事業所 所長	環境推進者 担当者	
		公共工事事業所 所長	環境推進者 担当者	
		緊急保安事業所 所長	環境推進者 担当者	
		西部営業所 所長	環境推進者 担当者	
		多摩営業所 所長	環境推進者 担当者	
		中北営業所 所長	環境推進者 担当者	
		事業推進グループ GM	環境推進者 担当者	
		集合営業G GM	環境推進者 担当者	
		住設営業G GM	環境推進者 担当者	
		足立営業所 所長	環境推進者 担当者	
		城東営業所 所長	環境推進者 担当者	
保安事業本部				
リビング事業本部				

		千葉営業所	
		所長	
		茨城営業所	
		所長	
		関西営業所	
		所長	
		神奈川営業所	環境推進者
		所長	担当者
		世田谷営業所	環境推進者
		所長	担当者
		田無営業所	環境推進者
		所長	担当者
		ときわ台営業所	環境推進者
		所長	担当者
		設備事業所	環境推進者
		所長	担当者
		集合TES事業所	環境推進者
		所長	担当者
		賃貸管理事業所	環境推進者
		所長	担当者
		建物管理事業所	環境推進者
		所長	担当者
設計施工本部	設計積算部	環境推進者	
	部長	担当者	
本社	芝ビル3・5・7・8階管理部門	環境推進者	
	GM	担当者	
安全品質環境本部	安全衛生品質管理部	環境推進者	
	GM	担当者	

この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。

また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定：

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務：

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

環境推進者の責務：

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)

部・所

左記の部・所は、建屋単位で監視・測定する廃棄物及び事務所環境全般の責任と権限を有する。

事業系一般廃棄物のみ管理する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	* 種類ごとの前年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)		
	再生アスコン、再生砕石を使用 再生利用品を使用すること、工事発注者への理解を求めていく。 再生処理を中心にした産業廃棄物処理業者を選定し、委託契約を締結する。		
② 計画	【(令和 6 年度)目標】		
	②+⑧ 自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら再生利用量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)		
	(目標) 再生アスコン、再生砕石の使用促進 (具体的取組) 小掘削での使用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	⑤ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	* 種類ごとの前年度自ら熱回収を行った量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	* 種類ごとの前年度自ら中間処理により減量した量は、別紙のとおり。
② 計画	【(令和 6 年度)目標】		
	⑤ 自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら熱回収を行う量は、別紙のとおり。
	⑦ 自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	* 種類ごとの本年度自ら中間処理により減量する量は、別紙のとおり。
(今後実施する予定の取組)			
該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度(令和 5 年度)実績】			
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	t	* 種類ごとの前年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量は、別紙のとおり。
	(これまでに実施した取組)			
該当なし				
② 計画	【(令和 6 年度)目標】			
	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	* 種類ごとの本年度自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量は、別紙のとおり。
	(今後実施する予定の取組)			
該当なし				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和 5 年度)実績】			* 種類ごとの前年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑩ 全処理委託量	1,020.8	t	
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0	t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	1,020.8	t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	0	t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t	
	(これまでに実施した取組)			

② 計画	【(令和 6 年度)目標】		* 種類ごとの本年度処理委託量は、別紙のとおり。
	⑩ 全処理委託量	918.4 t	
	⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	t	
	⑫ 再生利用業者への処理委託量	918.4 t	
	⑬ 認定熱回収業者への処理委託量	t	
	⑭ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	
	(今後実施する予定の取組)		
※ 事務処理欄			

備考

- 1 この様式は、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
また、前年度(令和5年度)の産業廃棄物の発生量が1,000トン未満の事業場にあつては、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市が推進する廃棄物自主管理事業へ参加するにあたり、事業場ごとに1枚作成し、提出してください。
- 2 当該年度(令和6年度)の6月30日までに提出してください。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入してください。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類(中分類)の区分を記入してください。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入してください。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入してください。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入してください。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入してください。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付してください。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入してください。
- 7 第5面の※欄には、何も記入しないでください。

事業場名称: 株式会社ライクス 神奈川導管事業所

(単位:トン)

[illegible]

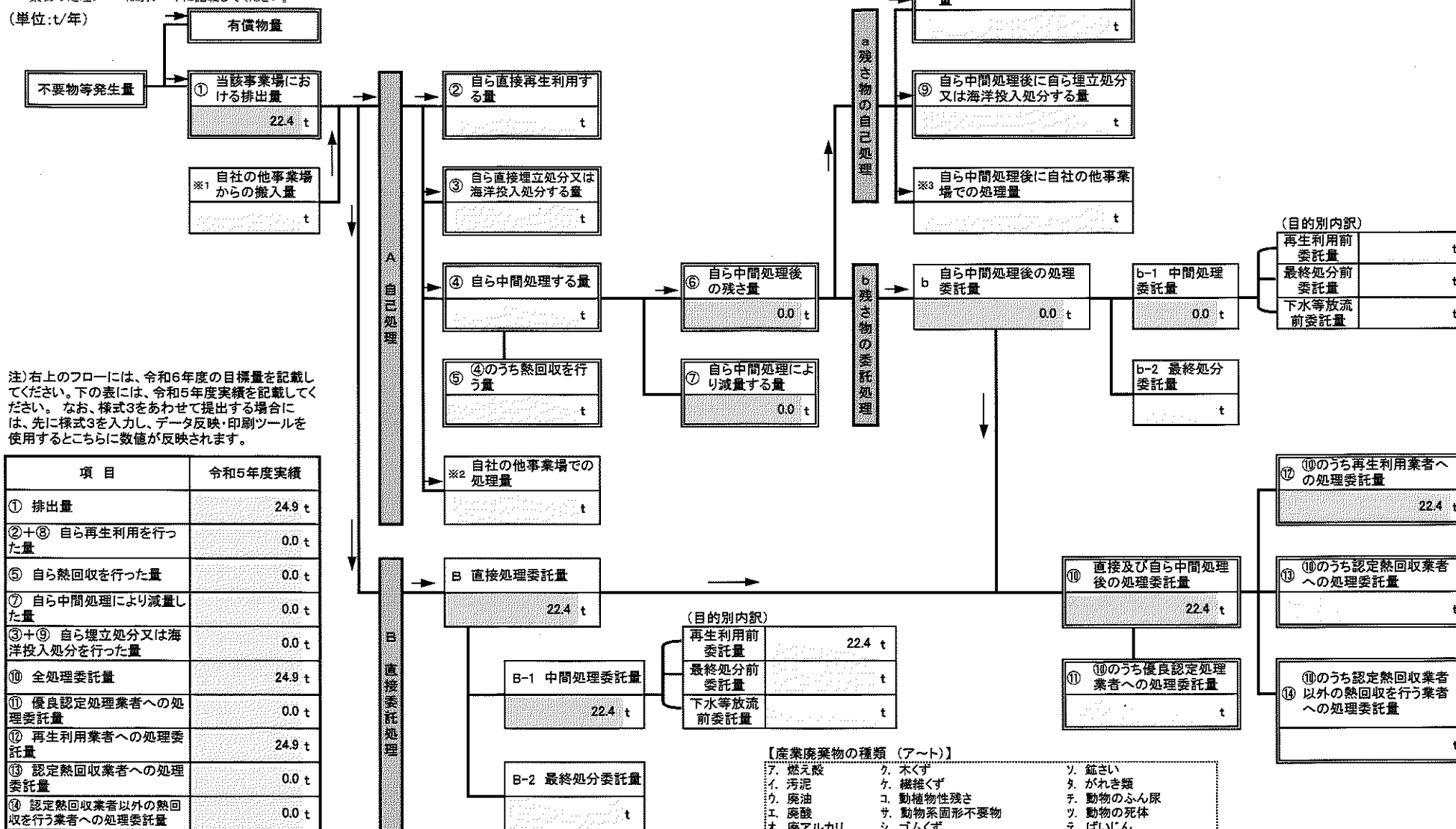
別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業 廃棄物の種類	イ. 汚泥
----------------------	-------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(單位:t/年)



【産業廃棄物の種類 (ア～ト)】

- | | | |
|-------------|---------------------|-------------|
| ア. 燃え殻 | ク. 不くず | シ. 鉋ざい |
| イ. 汚泥 | ク. 糞雑くず | チ. がれき類 |
| ウ. 廃油 | コ. 動植物性残渣 | ツ. 動物のふん尿 |
| エ. 廃酸 | サ. 動物系固形不棄物 | テ. 動物の死体 |
| オ. 廃アルカリ | シ. ゴムくず | テ. はいじん |
| カ. 廃プラスチック類 | セ. 金属くず | ト. 混合廃棄物その他 |
| キ. 紙くず | ス. ガラス・コンクリート・陶磁器くず | |

産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
	○	

別紙処理フロー

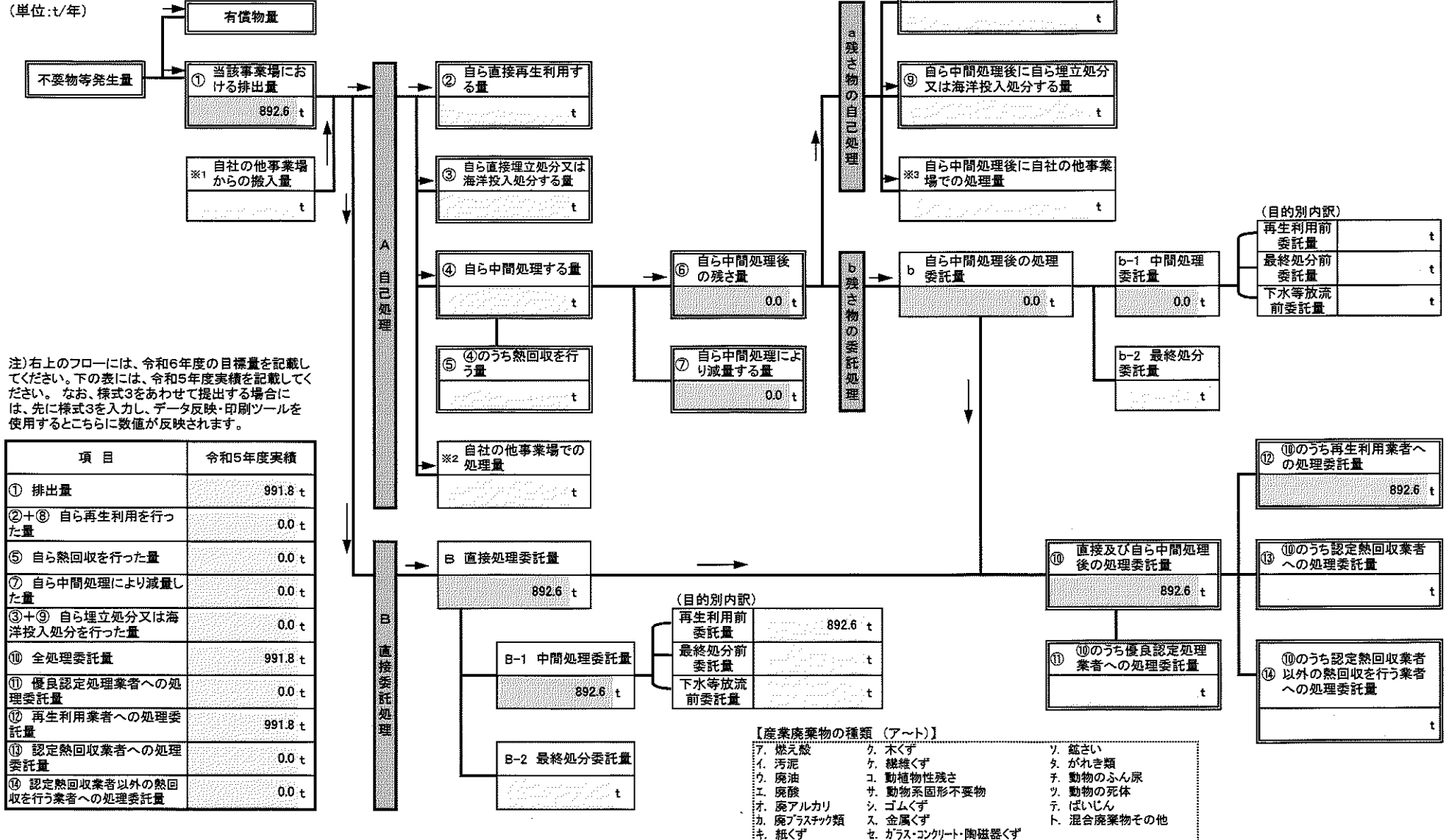
事業場名称：株式会社ライクス 神奈川導管事業所

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類	タ. がれき類
------------------	---------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



産業廃棄物処理計画書

2-2	法定	自主
	○	

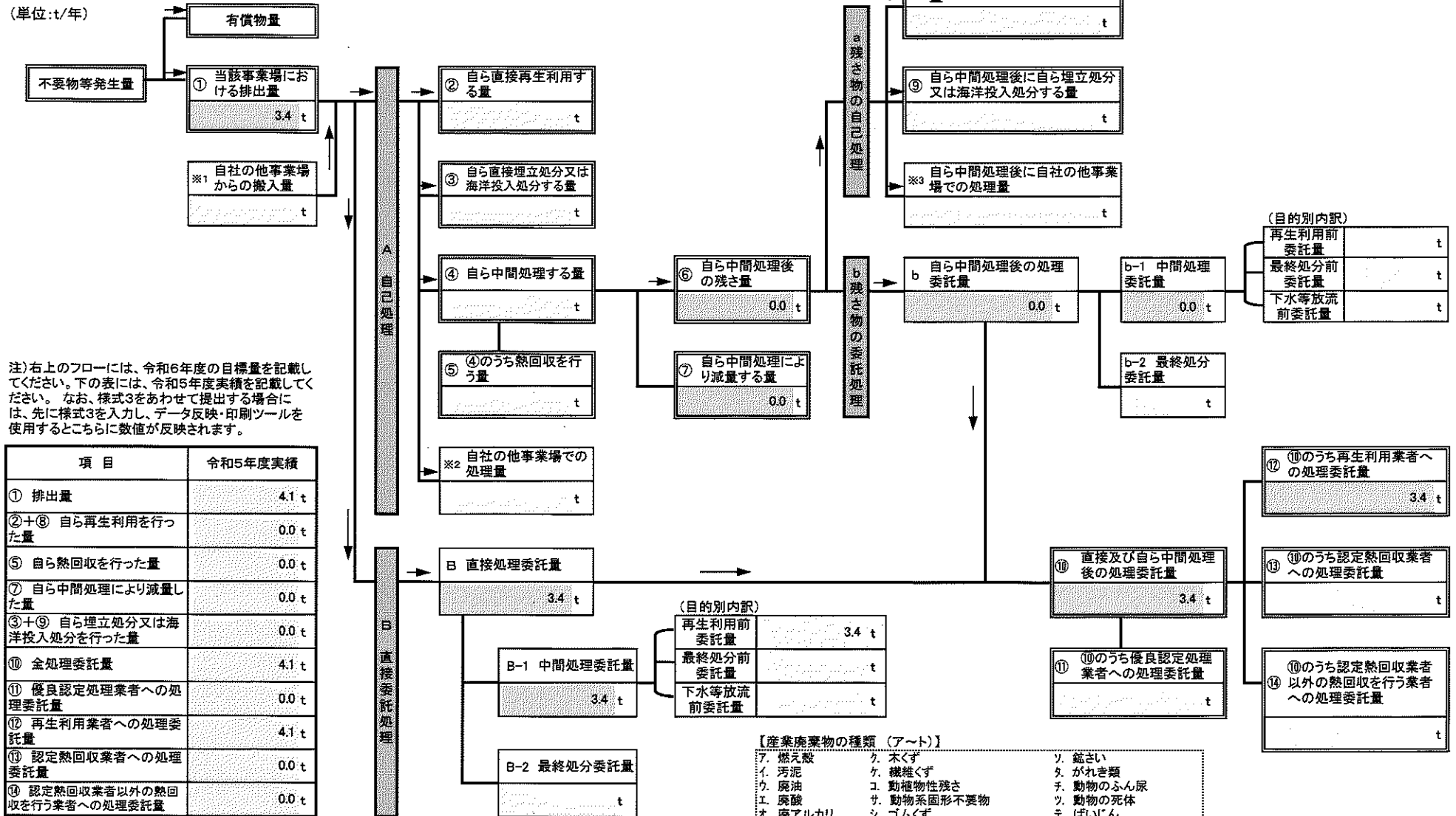
別紙処理フロー

令和6年度発生する産業廃棄物ごとの目標量と処理計画

フローに記載した産業廃棄物の種類	ト. 混合廃棄物その他
------------------	-------------

※ 本用紙は廃棄物の種類ごとに1枚の記載となります。異なる廃棄物の処理フローは別シートに記載してください。

(単位:t/年)



事業場名称 : 株式会社ライクス 神奈川導管事業所